

2016年8月
No.16-085a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2016年7月29日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0729第4号」にて、別掲の項目の検体検査実施料が2016年8月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■実施料新設項目

- 25-ヒドロキシビタミンD

■算定留意事項改正項目

- デングウイルス抗原定性
- デングウイルス抗原・抗体同時測定

※詳細は裏面をご参照下さい。

以上

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
57	25-ヒドロキシビタミンD	化学発光免疫測定法 (CLIA法)	400	生化学 I 144	* 1

[注]

- * 1: ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。
 イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

●算定留意事項が改正された項目（改正点を下線で示す）

点数 区分	検査項目名	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査				
43	デングウイルス抗原定性 デングウイルス抗原・抗体同時測定	233	免疫 144	* 2

[注]

- * 2: ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
 イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。
 ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。
 (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか
 (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか
 (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
 (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
 エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。
 オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。